2．企画割引「速旅　三重ドライブプラン」

⑴　割引をする自動車

①　三重周遊エリア内乗り放題コース（２日間）

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①に定める区間内のインターチェンジを通行するＥＴＣ車のうち軽自動車等及び普通車。

ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。

②　三重周遊エリア内乗り放題コース（３日間）

⑶に定める期間のうち連続する３日間以内に、⑷①に定める区間内のインターチェンジを通行するＥＴＣ車のうち軽自動車等及び普通車。

ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。

③　東京発着三重周遊エリア乗り放題コース

⑶に定める期間のうち連続する３日間以内に、⑷②に定める区間内のインターチェンジから⑷①に定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷①に定める区間を通行するＥＴＣ車のうち軽自動車等及び普通車並びに⑷②に定める区間内のインターチェンジから⑷①に定める区間内のインターチェンジまで１往復するＥＴＣ車のうち軽自動車等及び普通車。

⑵　割引を適用した後の料金の額

割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、下表に掲げる額とする。

	軽自動車等	普通車
三重周遊エリア内乗り放題コース（２日間）	3,700円	4,600円
三重周遊エリア内乗り放題コース（３日間）	4,700円	5,900円
東京発着三重周遊エリア内乗り放題コース	11,600円	14,500円

⑶　実施する期間

平成28年７月１日から平成28年11月30日まで。ただし、平成28年８月10日から平成28年８月16日までの間を除く。

⑷　適用区間

①　周遊エリア

第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南インターチェンジから東海インターチェンジまで、近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西インターチェンジから伊勢関インターチェンジまで、近畿自動車道伊勢線の伊勢関インターチェンジから伊勢西・伊勢インターチェンジまで、近畿自動車道名古屋神戸線の飛島インターチェンジから四日市ジャンクションまで、近畿自動車道尾鷲多気線の勢和多気インターチェンジから紀伊長島インターチェンジまでの区間及び一般国道302号（伊勢湾岸道路）の全区間。ただし、一般国道475号（東海環状自動車道）の東員インターチェンジから四日市北ジャンクションまでの区間が供用した場合は、当該供用した区間も適用区間とする。

②　発着エリア

中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジから相模湖インターチェンジまで、第一東海自動車道の東京インターチェンジから大井松田インターチェンジまで並びに一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の茅ヶ崎ジャンクションから海老名南ジャンクションまで及び海老名インターチェンジから八王子西インターチェンジまでの区間並びに一般国道１号（新湘南バイパス）の全区間。

⑸　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

3．企画割引「速旅　ぐるっと飛騨・富山ドライブプラン」

⑴　割引をする自動車

①　富山・飛騨エリア周遊コース

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①に定める区間内のインターチェンジを通行するＥＴＣ車のうち軽自動車等及び普通車。

ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。

②　富山・飛騨・郡上エリア周遊コース

⑶に定める期間のうち連続する３日間以内に、⑷②に定める区間内のインターチェンジを通行するＥＴＣ車のうち軽自動車等及び普通車。

ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。

⑵　割引を適用した後の料金の額

割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、下表に掲げる額とする。

	軽自動車等	普通車
富山・飛騨エリア周遊コース	2,800円	3,500円
富山・飛騨・郡上エリア周遊コース	5,300円	6,600円

⑶　実施する期間

平成28年７月１日から平成28年11月30日まで。ただし、平成28年８月10日から平成28年８月16日までの間を除く。

⑷　適用区間

①　富山・飛騨エリア

北陸自動車道の金沢東インターチェンジから朝日インターチェンジまで及び東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジから小矢部砺波ジャンクションまでの区間。

②　富山・飛騨・郡上エリア

北陸自動車道の金沢東インターチェンジから朝日インターチェンジまで及び東海北陸自動車道の郡上八幡インターチェンジから小矢部砺波ジャンクションまでの区間。

⑸　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

4．企画割引「速旅　福井ドライブプラン」

⑴　割引をする自動車

①　福井周遊エリア内乗り放題コース

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①に定める区間内のインターチェンジを通行するＥＴＣ車のうち軽自動車等及び普通車。

ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。